

# 意見書

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成19年10月12日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成19年11月14日

主任審理官 西本 修一

## 記

### 第1 意見

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

#### 1 改正案の内容

##### (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正内容

PHS用小電力レピータを登録対象局として追加すること。（第16条及び第17条関係）

###### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

##### (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

###### ア 改正内容

一 携帯電話用小電力レピータの受信設備が副次的に発する電波の限度を定めること。（第24条関係）

二 携帯電話用小電力レピータの無線設備の技術基準を定めること。（第49条の6の3、第49条の6の4、第49条の6の5、第49条の6の6及び別表第1号関係）

三 PHS用小電力レピータの無線設備の技術基準を定めること（第49条の8の3及び別表第3号関係）

###### イ 施行期日

公布の日から施行すること。

#### 2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本省令改正は、携帯電話及びPHSの不感場所の解消等を図るための携帯電話用及びPHS用小電力レピータを導入できるよう、技術基準を策定するためのものである。

我が国における携帯電話及び PHS の加入者数は、平成 19 年 9 月末現在、それぞれ約 9,930 万加入、約 500 万加入であり、国民生活に最も身近な情報通信システムとして広く普及しており、屋外のみならず自宅や店舗等の屋内での利用も増え、屋内における良好な電波の利用環境のニーズが高まりつつある。

その一方で、屋内や地下街の店舗等において、無線局免許を受けていない不法レピータが設置され、この装置が発する電波により、携帯電話システム等が混信を受ける事案が発生している状況である。

このため、屋内における携帯電話及び PHS の不感場所の解消及び不法レピータの設置防止を促進するため、携帯電話等事業者が自宅や店舗等に安価かつ迅速に設置することが可能な、小型で小電力のレピータの導入が期待されているところである。

このような観点から、今回、携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの導入に必要な関係規定の整備を行うため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令の制定について、諮問を行ったものであり、本省令改正により、携帯電話及び PHS の利便性の向上や不法レピータの設置防止が一層促進されるものと考えている。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
社団法人電波産業会	賛 成	
株式会社ウィルコム	賛 成	
株式会社エヌ・ティ・ティドコモ	賛 成	

## 第3 理由

本件は、携帯電話用及び PHS 用小電力レピータの技術基準等を定めるため、電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正するものである。

我が国における携帯電話及び PHS は、国民生活に最も身近な情報通信システムとして広く普及するとともに、屋外のみならず自宅や店舗等の屋内での利用も増え、屋内における良好な電波の利用環境のニーズが高まりつつある。一方、屋内や地下街の店舗等において、無線局免許を持たない不法なレピータが設置され、この装置が発する電波により、携帯電話システムが混信を受ける事案が発生しており、屋内における携帯電話等の圏外の解消及び不法中継装置の設置防止を促進するため、携帯電話等事業者等が自宅や店舗等に安価かつ迅速に設置することが可能な、小電力レピータの導入が期待されている。そこで、本年 1 月、情報通信審議会において携帯電話用及び PHS 用の小電力レピータの技術的条件について審議が開始され、本年 7 月にこれらの技術的条件について答申が行われたところである。

今回の改正は、この答申内容を踏まえ、小電力レピータの導入に必要な関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

### 1 電波法施行規則

電波法施行規則の改正案では、登録の対象とする無線局に PHS 用小電力レピータを追

加し、登録局の無線設備の規格に PHS 用小電力レピータの技術基準を追加している。これは、PHS 用小電力レピータを登録対象局とするものであるが、PHS 用小電力レピータは、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていることとされており、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有するものであることから、適当と認められる。

## 2 無線設備規則

無線設備規則の改正案では、携帯電話用小電力レピータの無線設備について、空中線電力、空中線利得、受信設備が副次的に発する電波の限度等の技術基準を、PHS 用小電力レピータの無線設備について、空中線電力、空中線利得、不要発射の強度の許容値等の技術基準を規定している。これらは情報通信審議会の答申に基づくものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案等は、携帯電話及び PHS の利便性の向上に資するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。